

お知らせ

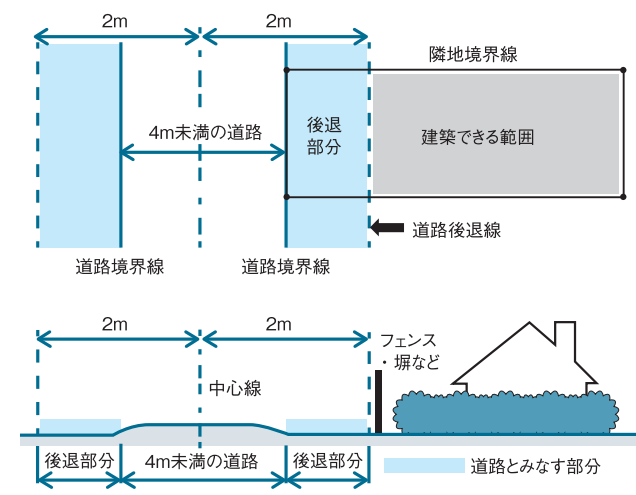
建築物を建てる際は建築基準法を守りましょう

建築前に必ず確認申請

建物を建築するときは事前に「確認申請」を行い、確認済証の交付を受けなければ着工できません。車庫や農業用倉庫などの新築や増改築についても確認申請が必要です。建築士など専門的な知識をもった人に相談しましょう。

家を建てる時、敷地に接する道路は幅員4m以上

建物の新築や増改築をする場合、敷地は建築基準法で定められた道路（原則幅員4m以上）



に接する必要があります。

ただし、幅員4m未満の道路であっても、建築基準法の適用を受ける前から建物が立ち並び、条件を満たしているもの（法42条2項道路）は、建物を建てる際に道路の中心線から2mまで敷地を後退させることで、幅員4mの道路があるとみなして建築することが出来ます。この後退した部分は道路と同じ扱いとなるため、塀などを造ることは出来なくなります。また、建替などの際に後退部分に含まれている塀なども撤去・移転する必要があります。

狭い道路拡幅整備促進事業

2項道路に関して「後退用地無償使用承諾書」の提出があった場合、固定資産税の非課税措置や後退に伴う塀や門の撤去費用の一部補助制度（限度額10万円）を活用できます。また、後退用地を市に寄附していただける場合には、分筆測量費の一部についても補助（限度額30万円）を行っていただけますのでご利用ください。

なお、補助制度の利用には、条件がありますので、申請前にご相談ください。

図 建築指導課

☎(21)2441

人納付）および年金特別徴収（年金天引き）の方は税務課からご自宅へ郵送します。

／カードの紛失により「一時停止」を行い、その後、「一時停止解除」を行った方

都賀地域づくり推進課 ☎(29)1102

給与特別徴収の方 5月15日 普通徴収および年金特別徴収の方 6月11日

マイナンバーカードをご持参のうえ、問合先窓口にお越しください。カード交付時に設定した2種類の暗証番号（数字4桁、英数字6文字以上）も必要です。

岩舟地域づくり推進課 ☎(55)7754

マイナンバーカードの電子証明書を更新してください

マイナンバーカードの電子証明書は、カードを作成してから5回目の誕生日で有効期限を迎えます。**有効期限が切れると、電子申請やマイナ保険証などが使えなくなります。**

更新期間内に、本人のマイナンバーカード、照会書兼回答書を封かんした封筒、代理人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付きのものに限る）をご持参のうえ、問合先窓口にお越しください。

大平隣保館（大平町新） 6月2日（月）10時～12時

手続き方法 有効期間満了の約3か月前に、国から住民登録地に届く「電子証明書の更新手続き」（水色の封筒で届く緑色の紙）を確認して、必要なものをご準備ください。引越等により、お知らせが届かない場合もあります。有効期限の3か月前から更新の手続きは可能です。

※市内の郵便局では、電子証明書の更新はできません。

人権擁護委員 佐山 和江氏／関口 茂一郎氏

※原則、カード作成後から5回目の誕生日が電子証明書の有効期限です。ただし、次に当てはまる場合は、該当しない場合があります。

※詳細は、市ホームページを「確認」ください。

大平地域づくり推進課 ☎(43)9209

都市計画の構想に関する説明会

都市計画の構想について皆様のご意見をお聞きするため、説明会を開催します。

日時 6月23日（月）18時30分

場所 きららの杜とちぎ蔵の街

対象 市内に住所を有する方／市内に事業所等を有する個人、法人等／本計画に利害関係を有する方

内容 都市計画の構想

区域区分の変更（県決定）、用途地域の変更（市決定）、土地区画整理事業の決定（市決定）、地区計画の変更（市決定）

対象とする土地の名称および区域

①栃木インター北地区・吹上町・野中町の一部②惣社東産業団地周辺地区・惣社町の一部

図 都市計画課 ☎(21)2431

栃木県都市政策課 ☎028-623-2465

空家等対策の更なる推進を図ります

『空家等対策の推進に関する特別措置法』の改正により、従前からの「特定空家等」に加え、草木が敷地外に越境している空家等も対象に含まれる「管

理不全空家等」の所有者等に対して市が指導、勧告等の手続きを行うことが可能となりました。これらに伴い、『栃木市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例』においても法定協議会の設置に関する条項を追加するなどの改正を行い、4月1日付けで施行しました。改正内容の詳細につきましては、市ホームページにてご確認ください。

市では、空家等対策の各種取組に加え、今後は特定空家等や管理不全空家等の対策を進めるなど、空家等の適正管理や有効活用などの推進を図ってまいりますので、ご協力お願いいたします。

図 建築住宅課

☎(21)2452

市民税・県民税・森林環境税納税通知書および税額決定通知書の送付

令和6年中に収入があった方のうち、令和7年1月1日時点で栃木市に住んでいる方へ納税通知書および税額決定通知書を送付します。

送付方法 給与特別徴収（給与天引き）の方は会社を通じて本人へ送付します。普通徴収（本

ら委嘱され、人権相談、人権侵害による被害者の救済や、人権についての啓発活動を行っています。常設での電話相談も受付けていますので、困ったことがあったら、お気軽に相談ください。

専用相談電話 みんなの人権110番 ☎0570-003-110

こどもの人権110番 ☎0120-007-110

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

図 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161

農業者年金の現況届を提出してください

現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。現況届を提出しないと、年金の支払いが一時差し止めとなります。期限までに必ずご提出ください。

対象 農業者年金を受給している方

提出期限 6月末日

提出場所 農業委員会事務局、各総合支所地域づくり推進課および各支所・出張所

注意事項 現況届の用紙を紛失

または汚損された場合は問合先へ／年金受給者が亡くなられた場合は、お近くの農協支店へ届け出ください。

図 農業委員会事務局 ☎(21)2393

もう一度ご確認ください あなたの気になる年金記録

日本年金機構では、国民年金や厚生年金に加入している方に対し、年金制度への理解を深めていただくこと等を目的として、毎年誕生月に、ご自身の年金記録を記載した「ねんきん定期便」をお送りしています。

「ねんきん定期便」に記載されている年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があるのではとご心配な方は、問合先へご確認ください。

図 ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号 ☎0570-058-555

月曜日…8時30分～19時

火～金曜日…8時30分～17時15分

第2土曜日…9時30分～16時



傷んできたユニットバス、システムキッチン
リフォームも栃木ガスで安心!
ガス衣類乾燥 **乾太くん**なら
雨が続く季節でも問題なし!!
地元の私達にお気軽にご相談下さい!
Gas One **栃木ガス株式会社**
栃木市城内町2-2-23 TEL0282-22-2939

新築住宅 リフォーム 介護改修 外壁塗装
お住まいのことなら何でもご相談ください!
★まずはお電話下さい! 見積り無料 暑さ対策始めませんか
AFTY **アフティ** 住所: 栃木市城内町2-48-4
電話: 0282-22-7207
https://afty-tochigi.jp FAX: 0282-22-7209